

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業 (トラック) に係る申請の受付を開始します

LEVO では、2050年カーボンニュートラルの達成を目指して、環境省、国土交通省、経済産業省の連携のもと、令和5年度から運送事業者等の使用するトラックについての電動化 (BEV、PHEV、FCV※1等) 及び充電設備※2の普及を図るため、電動車及び充電設備を導入する際に購入資金の一部を支援する「商用車等の電動化促進事業」を行ってきました。

※1：BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車、FCV：燃料電池自動車

※2：充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地 (事業所、営業所) 等に設置する充電設備に限ります。

令和7年度補正予算商用車等の電動化促進事業 (トラック) について、以下のとおり申請受付を開始しましたので、お知らせいたします。

事業概要 (公募期間、補助対象事業者など)

1. 公募期間 (公募開始日～公募締切日)：令和8年4月24日 (金) ～ 令和9年1月15日 (金)

2. 補助対象事業者：

(1) 補助対象事業者は、以下の要件のいずれかに該当する者 (事業規模の制限はありません)

- ア 貨物自動車運送事業者
- イ 自家用商用車 (トラック等) を業務に使用する者 (車両総重量 2.5 トン超の車両に限る。)
- ウ 商用車 (トラック等) の貸渡し (リース・レンタル) を業とする者 (ア、イ、エ又はキに貸し渡す者に限る。)
- エ 地方公共団体
- オ 貨物自動車運送事業の分社等により、自らが 50 % を超える出資比率によって設立した子会社たる貨物自動車運送事業者に、自らが所有するトラック車両を貸与する者
- カ トラックと一体的に導入される充電設備等を所有する者 (リースの貸渡し先を含む) (ア、イ、ウ、エ、オ又はキのトラック車両と一体的に導入される場合に限る。)
- キ アからカまでのいずれかに該当する複数の者にて構成されるコンソーシアム (共同事業体)
- ク その他環境大臣の承認を得て、機構が適当と認める者

なお、エを除く者のうち、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和4年度 CO2 排出量が 20 万 t 以上の者 (以下「多排出者」という。) については、交付申請日までに、以下 (i) 及び (ii) の CO2 排出削減のための取組の実施について表明する者のみとします。なお、GX リーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなします。

- (i) 令和8年度及び令和12年度の国内における Scope1 (事業者自ら排出)・Scope2 (他社から供給された電気・熱・蒸気の使用) に関する CO2 排出削減目標を設定し、公表してください。また、令和8年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください。

(注) 第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則るものとします。

- (ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には Jクレジット若しくは JCM その他国内の CO2 排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- イ 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者であ

- って、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者
ウ ア及びイに掲げる者の他、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと機構が判断する者

3. 補助対象車両（トラック）、充電設備

（1）補助対象車両（トラック）

① 補助対象車両（トラック）

令和7年度補正予算商用車等の電動化促進事業（トラック）の事前登録申請がされている車両、ただし、反復・継続した走行が見込まれない場合（短期間の実証運行等）については、補助対象といたしません。

なお、地方公共団体又は公営企業が使用する車両、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車、塵芥車、冷凍・冷蔵架装車、その他契約から納車までに長期間を要する車両に限っては、単年度での事業を行うことが困難なときは、国庫債務負担行為による補助の対象とします。

② 新車新規登録（新車新規検査）

令和8年2月2日（月）から令和9年1月15日（金）までに新車新規登録（軽自動車にあっては新車新規検査）を受けている車両であることが必要です。

国庫債務負担行為による補助対象は、令和9年4月1日（木）から12月17日（金）までに新車新規登録（軽自動車については、新車新規検査）を受ける車両であることが必要です。

③ その他

車両に対する補助額は、LEVOホームページにおいて公表された基準額を上限とし、車両購入費用（補助対象経費）が値引きされる場合は、減額となることがあります。

（2）充電設備

- ① 本事業による（1）のトラックとして導入される電気自動車の充電に必要な充電設備で一体的に導入するものに限り、導入車両数≧充電設備設置口数
- ② 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業所）等に設置するものであることが必要です。
- ③ 高圧受電設備・設置工事費においては2030年度導入計画に合わせた規模による申請を可とします。
- ④ 補助対象経費については、事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費とします。

その他詳細については、LEVOホームページに掲載する予定です。

（問い合わせ先） 一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部
〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目14番地8 YPCビル 8階
車両担当 岩崎、金田

TEL：03-5944-0883

FAX：03-5944-0878

Email：evhojo@levo.or.jp

充電設備担当 坂本、山田

TEL：03-5341-4728

FAX：03-5341-4729

Email：juhojo@levo.or.jp